

## 育児・介護休業法と給付金の改正

### ◆平成29年10月育児・介護休業法改正

今年の1月に育児・介護休業法が改正されたのに引き続きこの10月からも見直しがあり、保育園に入所できず退職を余儀なくされる事態を防ぐため改正が行われました。改正内容は次の3点です。

☆最長2歳まで育児休業の再取得が可能に

今まで保育園に入れない等の場合、最長1年6ヶ月は育児休業を申し出る事が出来ましたが、子が1歳6カ月以後もまだ保育園に入れない場合、さらに2歳まで再延長できるようになりました。1歳6カ月以後も入所がかなわない場合もある事から最大2歳まで、比較的入所しやすい4月

まで育休を取得できるケースを増やしたと言う事になります。

### ◆雇用保険育児休業給付金の支給延長

育児休業給付金は原則1歳に達する日前までの子を養育する為の育児休業を取得した場合に支給されます。子が1歳に達する日後の期間に保育所の入所ができない等の理由により育児休業を取得する場合は1歳6カ月に達する日前まで、延長支給されました。今回の改正で1歳6カ月に達する日後も同様の理由で育児休業を取得する場合、子が2歳に達する日前まで育児休業給付金の支給対象期間が延長となります。

育児休業給付金の2歳に達する日前ま

での延長の対象者は、子が1歳6カ月に達する日の翌日が平成29年10月1日以降の方となります。また、あらかじめ、1歳6カ月に達する日の翌日についての延長の申し込みをした方が該当者で、再延長の申し込みをする際は保育の申し込みをしたが保育が行われない等、市区町村の発行した入所の保留通知書等の証明書等が必要です。



◆契約書がなくても契約は成立する  
合意書や契約書がない場合でも合意や契約は有効ですか、という質問を受けることがあります。  
民法では、契約は当事者間の意思の合致により成立するとされています。例外として、金銭消費貸借契約の場合に意思の合致だけではなく実際の金銭の交付がなければならず、保証契約は書面等によらなければならないなどの特例があります。原則としては、書面がなくても契約の「申込」（発注と「承諾」（受注）の意思表示が行われた時点で契約は成立するのです。

## ✓ 契約書の作成意義とは

◆なぜ契約書を作成するのか  
それでは、なぜ契約書を作成する必要があるのでしょうか。

それは、主として、後々紛争や裁判になった際に、契約締結の有無、また、契約内容や合意事項を証明することができるといえるためです。

この点、契約書でなくとも合意内容を示すものであればよいと、メールやFAXのやりとりなども契約書に代わる証拠として有効とすることがあります。取引の相手に契約書の作成をお願いしにくい、という場合には、単なる口頭合意だけではなく積極的にメールなどで合意内容を残しておくことが役立ちます。

とはいえ、契約書は社長などの最終決裁者がその内容を確認したうえで押印していることが前提となりますので、やはりメールより高い証明力を有します。

### ◆契約書に何を書くか

契約書の作成は面倒、と思われる方も多いかも知れませんが、しかし、実は互いの債務の内容を特定して記載するだけの契約書でも多くの紛争を予防できます。このとき、「誰が」「誰に」「いつ」「何を」「どうするか」を具体的に記載します。例えば、売買契約書であれば「甲は乙に対し、平成29年10月1日までに、商品〇〇を引き渡す。」「乙は甲に対し、平成29年10月末日までに、売買代金として〇〇円を支払う。」のように債務の内容を具体的にかつ明確に特定して記載します。これだけでも、トラブルが起った際にどちらが契約違反をしているかが明確になり、紛争の拡大を防止することができるのです。



# お仕事カレンダー 平成29年11月



秋も一段と深まり、日だまりの恋しい季節となりました。  
皆様お変わりなくお過ごしですか。

日	曜日	項目	日	曜日	項目
1	水		18	土	
2	木		19	日	
3	金	文化の日	20	月	
4	土		21	火	
5	日		22	水	
6	月		23	木	勤労感謝の日
7	火		24	金	
8	水		25	土	
9	木		26	日	
10	金	■ 源泉所得税、住民税の特別徴収税額(10月分)の納付期限	27	月	
11	土		28	火	
12	日		29	水	
13	月		30	木	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 9月決算法人の確定申告&lt;法人税・消費税等・法人住民税・法人事業税・法人事業所税&gt;</li> <li>■ 3月決算法人の中間申告&lt;法人税・消費税等・法人住民税・法人事業税&gt;(半期分)</li> <li>■ 消費税の年税額が400万超の3月、6月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告&lt;消費税等&gt;</li> <li>■ 所得税の予定納税額の納付(第2期分)</li> <li>■ 個人事業税の納付(第2期分)</li> </ul>
14	火				
15	水				
16	木				
17	金				



我妻総合会計事務所  
WAGATSUMA TAX & CONSULTING